

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 1 号

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年四日市市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(<u>三重県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士を含む。</u>) の資格を有する者 (2) から (10) まで (略) 4 及び 5 (略)	(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) から (10) まで (略) 4 及び 5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども未来課)